

甲83の2（甲83の1の和訳）文責：弁護士戸田善恭

12～13頁引用部分

「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）は、他の国際条約や地域人権条約とともに、女性の出産回数、間隔、時期を決定する権利に加えて、その権利を行使するために必要な避妊に関する情報やサービスを利用する権利を明確に認めている。女性がこれらの権利を享受するには、自分に合った避妊法を選択する能力に不当な干渉を受けることなく、避妊に関する情報とサービスを利用できることが不可欠である。プライバシーの権利は、他の主要な国際条約及び地域条約によって保護されており、個人及びカップルが政府の干渉を受けることなく私生活に関する基本的決定を行う権利を保障するものである。また、家族を形成するか否か及びその時期に関する決定も、保護されるべきプライバシーの領域に該当する。女性がこれらの権利を享受するためには、自己に適した避妊方法を選択する能力に対する不当な干渉なく、避妊に関する情報及びサービスへのアクセスが確保されることを要する。特定の避妊方法へのアクセスに対する制限及び強制的家族計画政策は、女性が自己の個人生活及び健康に関して十分な情報に基づく自律的決定を行う能力を阻害し、プライバシーの権利並びに子の数、出産間隔及び出産時期を決定する権利を侵害するものである。」

16頁引用部分

「すべての避妊方法がすべての人に適しているわけではなく、女性と青少年は、自分にとって適切な避妊方法を十分な情報を得た上で選択できる環境で、あらゆる種類の避妊方法を利用できる場合にのみ、この権利を実現することができる。あらゆる種類の避妊法には、男性用・女性用コンドーム、膣式バリアー法、経口避妊薬、インプラント、注射剤、子宮内避妊具、男性用・女性用の任意の不妊手術、緊急避妊薬が含まれる」